

改正案	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産</u> _____ _____のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後<u>8週間</u>を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第84条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産</u> _____ _____のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後<u>8週間</u>を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第136条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>及び請願者の住所</u> _____ _____を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u> (追加)</p> <p>3 <u>前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u> _____ _____のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産、育児、看護、介護、負傷又は疾病</u>のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u> _____ _____、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第84条 <u>委員長は、事故</u> _____ _____のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産、育児、看護、介護、負傷又は疾病</u>のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u> _____ _____、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第136条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>並びに請願書の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)</u>を記載し、請願者が<u>押印</u> _____ _____をしなければならない。</p> <p>2 <u>請願</u> _____を紹介する議員は、請願書の表紙に<u>署名押印</u> _____をしなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>